

訴 状

2007年12月14日

鳥取地方裁判所 御中

原 告	坪 倉 嘉 昶
原告訴訟代理人弁護士	高 橋 敬 幸
同	勝 俣 彰 仁

添付書類

- 1 訴訟委任状 1通
- 2 甲1号証ないし甲6号証 正本、副本 各1通

当事者の表示

〒683-0302 鳥取県西伯郡南部町

原告

坪 倉 嘉 昶

(送達場所)

〒683-0067 米子市東町410番地

高橋敬幸法律事務所

電 話 0859 (34) 1996

FAX 0859 (34) 4231

原告訴訟代理人弁護士 高 橋 敬 幸

同 勝 俣 彰 仁

〒683-0351 鳥取県西伯郡南部町法勝寺377-1

被告 南部町長 坂 本 昭 文

公文書不開示処分取消請求事件

訴訟物の価額 金1,600,000円

貼用印紙額 金13,000円

予納郵券額 金8,140円(500円12枚、100円10枚、80円10枚、
20円12枚、10円10枚)円

請 求 の 趣 旨

- 1 原告が被告に対して2006・平成18年6月29日に請求した「固定資産税過誤納問題に関して過誤納を発見したときから税過誤納徴収分還付に至る間のすべての文書及び資料」を対象文書とする公文書公開請求について、被告が2006・平成18年8月18日に行なった公文書一部公開（一部不開示）決定（但し、原告が2006・平成18年10月19日に行なった異議申立てについて、被告が2007・平成19年6月14日に、別紙不開示部分目録に記載した部分を除いて開示した部分を除く。）の内、別紙不開示部分目録中の下記部分を取り消す。

記

- (5) 「事務引継書 平成15年6月2日」作成者の職氏名
- (6) 「固定資産税過誤納調査審査会意見書」中の職氏名
- (8) 職員からの聞き取り書「固定資産税の課税誤りについて」の文書中の職員氏名
- (11) 「第1回調査審査会会議録（要旨）」中の3. 意見に記載の発言部分
- (12) 「第2回調査審査会会議録（要旨）」中の1. 前回審議事項の整理について、2. 固定資産税誤りの訂正作業内容について、3. 原因究明の調査経過について、及び5. その他、に記載の発言部分
- (13) 「第3回調査審査会会議録（要旨）」中の議事に記載の発言部分
- (14) 「第4回調査審査会会議録（要旨）」中の議事に記載の発言部分

- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

との裁判を求める。

請 求 原 因

第1 当事者

- 1 原告は、鳥取県西伯郡南部町に住所を有する住民である。
原告は、2005・平成17年11月から2007・平成19年10月までの2年間「南部町行財政運営審議会」の審議委員を委嘱され、南部町長から当該審議会へ諮問された種々の審議課題に対して意見を述べ、南部町行政の運営に対して関心を持って来た。
- 2 被告は、鳥取県西伯郡南部町町長として、南部町情報公開条例の実施機関である。

第2 本件訴訟の意義

- 1 本訴訟は、南部町がなした「固定資産税過誤納調査審査会に係る資料及び議事録」の情報公開に関して、南部町の職員（公務員）の職・氏名、及び第1回から第4回までの調査審査会会議録（要旨）中の発言部分を不開示とした処分は条例違反であるとして、その開示を求めるものである。

原告は、憲法第21条の国民の「知る権利」の行使、ならびに南部町情報公開条例第1条の「開かれた町政の実現」のために、非開示（不開示）とされた公務員の職・氏名、及び当該調査審査会会議録の発言部分の開示を求める。

これら非開示とされた公務員の職・氏名、及び当該調査審査会会議録の発言部分は、南部町情報公開条例に基き公開すべき文書であり、被告は条例の内容について誤った解釈をし、情報公開について誤った対応を行っている。

被告は誤っているにもかかわらずこれを是正せず原告および住民の知る権利を侵害しているので、これを是正させるために本訴訟を提起したものである。

第3 南部町情報公開条例の趣旨、目的等

1 条例の趣旨、目的

南部町情報公開条例第1条は、条例の目的について、「町政に関する情報に係る町民の知る権利及び町の説明責任にかんがみ、公文書の公開を求める町民の権利及び公文書を公開すべき町の義務を明らかにすることにより、町民と町との信頼関係を深めるとともに、町民の町政への参加を推進し、もって開かれた町政の実現に資することを目的とする。」と規定する。

前記規定からも明らかな通り、南部町情報公開条例は、憲法第21条に基く町民の「知る権利」、憲法第15条による参政権を南部町政において実質的に保障すること、及び町政に関する説明責任を果たすことによって町政の公正な執行と町政に対する町民の信頼を確保するために制定されたものである。

2 非公開事由の判断基準

一般的に情報公開条例が、過去において、行政の保有する文書が、行政側の種々の名目のもとに、ややもすれば恣意的、濫用的に秘密扱いされ、それらの弊害を除去する点をも考慮に入れて制定されたことは公知の事実である。

そのようにして制定された情報公開条例の非公開事由該当性を、専ら行政の側の利便

を基準に、その主観的判断に基いて決するとすれば、その範囲が不当に拡大する危険性があり、情報公開制度の実質的意味が失われることになる。

そこで、南部町情報公開条例は、情報の公開を原則とし、非公開（不開示）を例外とし、条例第3条で「実施機関は、第1条の目的を達成するため町政に関する情報に係る町民の知る権利を尊重し、かつ、町民に対する町の説明責任を全うすることを基本として、この条例を適正に運用しなければならない。」と規定しているのであり、当該条例の非公開事由は厳格に解釈されるべきである。

第4 処分の存在

- 1 原告は、2006・平成18年6月29日、被告に対し、南部町情報公開条例第5条1項に基き、「固定資産税過誤納問題に関して過誤納を発見したときから税過誤納徴収分還付に至る間のすべての文書及び資料」についての開示請求を行なった。（甲1号証 公文書開示請求書の控）
- 2 上記の請求に対し、被告は、2006・平成18年8月18日に、「固定資産税過誤納調査審査会に係る資料及び議事録については、情報公開条例第14条第1項の規定により、当該情報の公開について当事者である南部町固定資産税過誤納調査審査会川中修一会長に意見を求めたところ、非公開とする旨の意見書があった。この意見を参考として検討した結果、南部町情報公開条例第7条第1項第5号に該当する情報と判断した。」との理由により、「個人が特定できる情報（氏名等）、固定資産税過誤納調査審査会に係る資料及び議事録」を不開示とする処分を行った。（甲2号証 公文書一部開示決定通知書）
南部町情報公開条例第7条第1項第5号とは、「町の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの」を非公開としている。
- 3 原告は被告に対して、2006・平成18年10月19日、上記2の公文書一部開示決定について、同決定が一部開示（一部不開示）としたのは、南部町情報公開条例及び同条例第7条第1項第5号の解釈を誤ったものであるとして、異議申立てをした。（甲3号証 異議申立書の控）
- 4 被告は、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けて、2007・平成19年6月14日、上記2の処分の一部を取り消し、別紙不開示部分目録に記載の部分を除くその余の公文書を開示する決定をした。（甲4号証 決定書）

第5 処分の違法性

- 1 南部町情報公開条例は、その第1条の目的及び第7条の実施機関の公開義務の各条文からも明らかな通り、行政が所有する公文書は、原則的に公開しなければならない、一部例外的に非公開とすべき情報を第7条第1項第1号から同項第7号に規定する。

被告は、当該条例の例外的規定を不当に援用することで、原告が求める情報開示に対して、非開示部分を不当に拡大した処分を行った。このような処分は条例違反であり取り消されなければならない。

以下その詳細について述べる。

- 2 南部町情報公開条例第7条第1項第1号は個人に対する情報で氏名、生年月日等特定の個人を識別することができる情報の非開示を認めているが、しかし、同条同項同号ウは、個人に対する情報であっても当該個人が公務員等である場合は公開する旨規定している。

公務員等の氏名等特定の個人を識別することができる情報を公開することの意義は、職務の遂行が担当者の責任と結びついてその結果を生じさせていることにあり、公務員等の個人の権利利益よりも公開することの公益性を優先させる所以である。

したがって、被告が平成19年6月14日に行った処分のうち、別紙「不開示目録」(5)、(6)、(8)の公務員等の職及び氏名を非開示情報としたことは、南部町情報公開条例第7条第1項第1号ウに違反した違法な処分である。

- 3 さらに被告が2007・平成19年6月14日付けでなした処分には、不開示部分として、(11)「第1回調査審査会会議録(要旨)」中の3.意見に記載の発言部分、(12)「第2回調査審査会会議録(要旨)」中の1.前回審議事項の整理について、2.固定資産税誤りの訂正作業内容について、3.原因究明の調査経過について、及び5.その他、に記載の発言部分、(13)「第3回調査審査会会議録(要旨)」中の議事に記載の発言部分、及び(14)「第4回調査審査会会議録(要旨)」中の議事に記載の発言部分、があった。被告は、これらの発言部分を不開示とした理由は、南部町情報公開条例第7条第1項第5号に該当するとしている。

この南部町情報公開条例第7条第1項第5号は「町の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすもの」は「開示しない」と規定する。すなわち、町の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であっても、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる事が無ければ、公開しなければならない。同じく、不当に町民の間に混乱を生じさせることが予想できる場合を除いては、公開をしなければならないし、又特定の者に不当な利益を与えたり若しくは不利益を及ぼしたりすることが無

ければ、公開しなければならない。

- 4 過去の判例によれば、例えば名古屋地判2004・平成16年9月2日によれば、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」又は「特定の者に不当な利益を与えたり若しくは不利益を及ぼすおそれ」はそれが現実的なものであることまでは要しないものの、主観的なものでは足りず、客観的なものでなければならないと解するのが相当とされている。（なお、同旨のものとして最高裁判所2001・平成13年11月27日第3小法廷判決・集民203号783頁参照。）

つまり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性に対する配慮が必要な客観的事由が現存するかどうかで判断されるべきであり、それは当該事案に係る現在進行中若しくは今後計画されている機関内の審議、検討、又は協議が存在するかどうかに掛かっている。同じことは、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ、あるいは、特定の者に不当な利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれについても、当該事案に関して、そのような客観的状況にあったのかどうかに掛かっている。

- 5 後記本件事件に至る経過の説明の2で述べるように、南部町固定資産税過誤納調査審査会は2006・平成18年5月31日に解散され、委員も解嘱されている。したがって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性を配慮しなければならない町の機関そのものが存在せず、客観的事由が存在しないことになる。

また、固定資産税の過誤納分、ならびにこれに伴う国民保健税の過誤納分、の両方については、平成18年6月29日の時点ですでに各住民に返済が完了しており、不当に町民に混乱を生じさせる客観的状況も無かった。

- 6 被告は、後記本件事件に至る経過の説明の4で述べるように、2006・平成18年3月30日付け「南部町固定資産税過誤納調査審査会の公開の申し入れについて（回答）」（甲5号証）では、日本共産党南部町委員会の審査会公開要求に対して、非公開を通知しているが、その理由には、「特定個人の情報を扱う事項が多くあり、個人情報保護の観点から公開すべきでないとの意見が出席委員全員から出されたため」としており、「調査審査会において率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせる」ことについては何ら理由に挙げていない。

一方、被告は、当該調査審査会が解散した後の平成18年8月18日付け「公文書一部公開通知書」（甲2号証）の非開示理由に、「固定資産税過誤納調査審査会の資料及び議事録については、情報公開条例第14条第1項の規定により、当該情報の公開について当事者である南部町固定資産税過誤納調査審査会川中修一会長に意見を求めたところ、非公開とする旨の意見書があった。この意見を参考として検討した結

果、情報公開条例第7条第1項第5号に該当する情報と判断した」としている。

情報公開条例第7条第1項第5号は「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせる」情報を規定しているが、被告は、調査審査会が開催中の公開申し入れに対する非公開理由にこの情報公開条例第7条第1項第5号を援用せず、調査審査会が解散して税の過誤納分返還が済んだ後に援用するなど、出鱈目な対応である。

むしろ、このことから、審査委員の各氏の見解は、大事なことは個人情報扱うことで、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせる」事についての問題はなかったものと推測される。

被告には、南部町固定資産税過誤納調査審査会における審査の内容を公開したくない理由が別にあったのかもしれないとの疑惑すら生じさせられる。

7 平成18年度の南部町決算によると、固定資産税課税誤りに伴う還付金は、固定資産税分と国民健康保険税分を合わせて、223,515千円であった。

また、南部町固定資産税過誤納調査審査会委員報酬として、216,600円が支払われている。

これらの町支出は、すべて町の一般財源から充当され、町民の貴重な基金を取り崩したものである。

このような重大な問題を調査・審査した固定資産税過誤納調査審査会の中味について、納税者である住民が知ろうとするのは当然であり、憲法第21条で保障された権利である。

ともすれば審査会、審議会、調査委員会等の機関が、行政事務の正当化について単に御墨付きを与えるためだけの場に利用されることが懸念され、本来の意味を果たしているかどうかを住民が知ることは、これらの機関が正常に機能する上で大事なことである。

被告の本件不開示の処分は条例の解釈を誤った違法なものである。

第6 結論

よって、請求の趣旨記載の通りの裁判を求める。

第7 事実経過

本事件の要件事実は、前記第1から第5の通りであるが、これらを補足し、また理解し易くするために、以下に事実経過を記す。

1 原告は、新聞およびテレビ放映によって平成18年1月24日に南部町において長年の間固定資産税が誤って多く徴収され続けてきたことを知った。(甲6号証 平成18年1月25日日本海新聞記事)

2 被告は、該固定資産税の誤った徴収を続けてきたことについてその原因究明、返還業務、再発防止策等の一連の事務処理について調査及び審査するため、「南部町固定資産税過誤納調査審査会」を設置し、平成18年3月2日に「第1回調査審査会」を開催し、以後平成18年5月1日の「第4回調査審査会」の開催まで計4回の「調査審査会」を開催した。「調査審査会」の委員は被告によって任命・委嘱された次の5名であり、委嘱期間は平成18年3月2日から平成18年5月31日までであった。

南部町固定資産税過誤納調査審査会委員名 (委嘱当時の肩書き)

川中修一 (弁護士)

高橋 勉 (公認会計士)

小林重喜 (西部県税事務所所長)

景山 忠 (南部町固定資産税評価審査会委員長)

遠藤賢二 (南部町区長協議会会長)

藤友裕美 (南部町助役)

3 平成18年3月南部町議会3月定例会において、動議「固定資産税過誤納調査特別委員会の設置」が議員から出されたが、否決された。否決の理由とされる反対討論は、『「南部町固定資産税過誤納調査審査会」におけるプロフェッショナルの委員の調査と審査に権限を委譲すると』いうものであった。

4 被告は、平成18年3月30日付けで日本共産党南部町委員会に対して、「南部町固定資産税過誤納調査審査会の公開の申し入れについて(回答)」(甲5号証)をなし、当該調査審査会を非公開とした旨を通知した。被告は、非公開の理由を「理由としましては、審査会の審議内容について、特定個人の情報を扱う事項が多くあり、個人情報保護の観点から公開すべきでないとの意見が出席委員全員から出されたため」としていた。

5 平成18年5月1日「南部町固定資産税過誤納調査審査会」は被告に対して答申を行った。その答申は、「町が行った固定資産税過誤納に係る原因究明、返還業務及び再発防止策の事務について現時点では、おおむね適正妥当である」という結論であった。

- 6 平成18年5月15日南部町臨時議会が開催された。被告は、臨時議会において、公正な調査と審査の必要性にかんがみて「南部町固定資産税過誤納調査審査会」を設置し、固定資産税を長年に亘って過誤徴収した事象に対して、客観的な分析と専門的な意見をしてもらったと報告した。議会は、被告の報告を承認し、被告が提案した過誤納分返還のための補正予算額（一般会計と国保特別会計を合わせて）256,024,000円を議決した。
- 7 被告は、上記調査審査会委員のうち、川中修一、高橋務、景山忠、遠藤賢二の4名に、平成18年3月30日、同年5月11日、及び同年5月12日に亘り、計216,600円の報酬を支払った。
- 8 被告は、平成18年5月20日、同年5月21日、及び同年5月22日に亘り、南部町内7箇所において住民へのお詫びと説明として、「固定資産税課税誤りに関する説明会」を開催した。
原告は、5月22日に開催された説明会で、「直接の原因は何か、5W1Hで説明して欲しいと」と質問したが、町当局の回答は「特定できなかった」とのものであった。これは、税金を注ぎ込んで2億5600万円の補正予算を組んだにもかかわらず、誰が（行政の担当者か、若しくは電算業者か）過ちを侵したかについての責任の所在が全く解明されなかったことを物語っていた。
- 9 原告は、平成18年6月29日、被告に対して「南部町固定資産税過誤納問題に関して過誤納を発見した時から税過誤納徴収分還付に至る間のすべての文書及び資料」の公開を求めて公開請求を行った。（甲1号証）
- 10 被告は、原告に対して、平成18年8月18日に、①個人が特定できる情報（氏名等）及び②に係る資料及び議事録の両方を非開示とした、公文書一部開示決定を通知した。（甲2号証）
上記②の部分を実開示した理由は、「固定資産税過誤納調査審査会の資料及び議事録については、情報公開条例第14条第1項の規定により、当該情報の公開について当事者である南部町固定資産税過誤納調査審査会 川中修一会長に意見を求めたところ、非公開とする旨の意見書があった。この意見を参考として検討した結果、情報公開条例第7条第1項第5号に該当する情報と判断したため」とされていた。
- 11 原告は、平成18年8月22日南部町庁舎において開示された情報の閲覧を行った。
翌日原告は、非開示理由のなかの納得できない部分について、担当の総務課長に対して質問を行った。

原告の疑問は、すでに「南部町固定資産税過誤納調査審査会」は解散され委員も解嘱されており、更に、税過誤納分も還付済みになっているにもかかわらず、条例第7条第1項第5号を理由に「固定資産税過誤納調査審査会の資料及び議事録」を開示しないと決定したのかということであった。

これに対する担当の総務課長の答弁は、「調査審査会の中味を住民に知らせることが必ずしも住民のためにならない。実利が係っている審議内容については、公開に対して慎重にならざるを得ない。行政としては最初から第7条（5）に該当すると判断したのではない。会長（川中修一氏）意見に基いて判断した」というものであり、原告から見て、南部町情報公開条例の趣旨を理解しているとは到底思われなかった。また、「議事録を非公開とすることは、第一ラウンドとしては望ましい。資料については、当初はやや蛇口を絞った対応となった」との発言があり、原告側からの要求に応じて時の経過とともに公開の程度を上げることもありうるかのごとき示唆をした。

- 12 原告は、2006年10月19日、被告に対して、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により異議申し立てを行った。（甲3号証）

異議申し立ての趣旨は、非公開の理由とされた情報公開条例第7条第1項第5号は「町の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定が不当に、損なわれ、不当に町民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不当な不利益を及ぼすもの」とされているが、「南部町固定資産税過誤納調査審査会」は解散され委員も解嘱されており、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定が不当に、損なわれる」ということはあり得なく、また過誤納された税も還付されており、「公にすることにより、不当に町民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当な利益を与え若しくは不当な不利益を及ぼす」ということもあり得ず、非開示決定は同条例の適用を誤った違法なものであるということであった。

- 13 被告は、平成18年10月30日付けで、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会会長牧田幸人に諮問書を提出した。また、被告は、同年11月8日付けで、同審査会会長へ意見説明書を提出し、「固定資産税過誤納調査審査会」に係る資料及び議事録を非開示とする決定についてその理由を説明した。

- 14 原告は、平成18年11月28日付けで、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会会長牧田幸人に、被告の上記意見説明書に対する反論書を提出した。

原告の反論の趣旨は、被告の決定を不当と指摘し、情報公開請求の正当性を説明して、個人が特定できる情報（氏名等）以外の全ての文書、及び資料の公開を求めるものである。

15 原告並びに被告は、平成19年1月19日付け、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会会長牧田幸人の要請により、同年2月5日、西部総合事務所新館2階会議室において、個別に口頭意見陳述を行なった。

16 平成19年5月25日、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会会長牧田幸人は、被告が行った平成18年10月30日付け諮問に対する答申を行った。

答申の結論は、「固定資産税過誤納調査審査会」に係る資料及び議事録等のうち個人に係る情報を除いた資料を開示すべきとしたが、肝心の議事録については条例第7条第1項第5号に該当する情報として非開示とすべきとの内容であった。

17 被告は、平成19年6月14日付けで、原告に対し、公文書一部公開決定にたいする異議申し立てに係る決定通知を行なった。(甲4号証)

通知書に記された公開実施日の同年6月28日南部町庁舎にて、原告は発言部分を黒塗りにされた第1回から第4回「調査審査会会議録(要旨)」を閲覧した。また一部の調査審査会資料の写しを入手した。

不開示部分目録

- (1) 「西伯町税務固定担当職務表」中の住所及び氏名
- (2) 「固定資産担当課長担当者調査票送付者」文書中の氏名、住所、郵便番号及び電話番号
- (3) 「固定資産税の担当課長、担当者からの調査内容」文書中の住所及び氏名
- (4) 「18年4月6日起案の固定資産税過誤納に対する業者、職員からの見解調査について」伺書中の氏名
- (5) 「事務引継書 平成15年6月2日」作成者の職氏名
- (6) 「固定資産税過誤納調査審査会意見書」中の職氏名及び業者の個人名
- (7) 職員からの聞き取り書「昭和63年度システム開発について」の文書中の聞き取り者の氏名及び証言中の個人名
- (8) 職員からの聞き取り書「固定資産税の課税誤りについて」の文書中の聞き取り者の氏名、職員氏名及び業者の個人名
- (9) 職員からの聞き取り書「家屋評価替えに伴う評価額について」の文書中の聞き取り者の氏名
- (10) 「南部町固定資産税過誤納調査審査会（以下「調査審査会」という。）委員名簿」中の委員自宅住所、郵便番号及び電話番号
- (11) 「第1回調査審査会会議録（要旨）」中の3. 意見に記載の発言部分
- (12) 「第2回調査審査会会議録（要旨）」中の1. 前回審議事項の整理について、2. 固定資産税誤りの訂正作業内容について、3. 原因究明の調査経過について、及び5. その他、に記載の発言部分
- (13) 「第3回調査審査会会議録（要旨）」中の議事に記載の発言部分及び意見聴取者の氏名
- (14) 「第4回調査審査会会議録（要旨）」中の議事に記載の発言部分
- (15) 前各号に掲げる部分を除き、資料中に含まれる個人が特定できる情報